

横浜市放射線対策本部会議の報告について

平成28年8月29日に第34回放射線対策本部会議が開催されましたので、決定事項等について報告します。

1 これまでの経過

(1) 平成28年5月25日 第32回横浜市放射線対策本部会議

学校などに保管している指定廃棄物等について、学校外の保管について検討を開始

(2) 平成28年6月29日 第33回横浜市放射線対策本部会議

新たな保管場所を選定するにあたっての確認事項6項目を決定し、それに基づき候補地の検討を開始

2 第34回放射線対策本部会議の決定事項

(1) 議題

- ア 指定廃棄物等の保管について
- イ その他

(2) 報告事項

教育委員会事務局から候補地検討の調整経過について報告

(3) 決定事項

ア 指定廃棄物等の保管について

(ア) 学校・保育園に保管されている指定廃棄物等については、子どもから離れた場所での保管を行うこととし、新たな保管場所を「北部汚泥資源化センター（鶴見区）」とする。

(イ) 施設敷地内に保管庫を建築する。

(ウ) 年度内を目途として、できれば冬休み、遅くとも春休みまでには学校・保育園から移動できるよう準備を進めるとともに、関係局の協力のもと移動先での安全な保管を実現する。

イ その他

なし

平成 28 年 8 月 29 日 9:00～9:20
本庁舎 5 階 緊急対策チーム室

第 34 回 横浜市放射線対策本部会議 次第

議 題

- 1 指定廃棄物等の保管について
- 2 その他

第 33 回 放射線対策本部会議 会議録	
1 日時	平成 28 年 6 月 29 日(水) 11:15~11:45
2 場所	本庁舎5階 緊急対策チーム室
3 参加者	渡辺副市長、柏崎副市長、平原副市長、危機管理監、健康福祉局長、環境創造局長、政策局長、政策局政策調整担当理事、総務局長、総務局危機管理室長、財政局長、市民局長(代理)、議長区長(中区)、こども青少年局長、資源循環局長、道路局長、港湾局長(代理)、水道局長(代理)、消防局長、経済局長、建築局長(代理)、教育長、保健所長、健康福祉局監視等担当部長 事務局:健康福祉局健康安全課担当課長、担当係長
4 議題	1 指定廃棄物等の保管について 2 その他
5 議事	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 指定廃棄物等の保管について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から資料について説明 ・ 教育長から学校及び教育委員会事務局に対する保護者等からの問合せ状況について報告 <p>(2) その他 なし</p> <p>2 決定事項</p> <p>(1) 学校以外の保管場所を選定するにあたっての確認事項を以下の6項目とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一般市民(特に子ども)が原則立ち入ることができない場所であること イ 一定期間(10年程度)利用可能であること ウ 実際に保管できるようになるまでの期間 エ 保管に必要な面積が確保できること(60㎡以上) オ 自然災害等に対する安全対策が講じられること カ 特段の配慮事項 <p>(2) (1)の確認事項に基づき、候補地を検討することとする。</p>

平成28年8月29日
 横浜市放射線対策本部会議資料
 教育委員会事務局
 こども青少年局
 環境創造局

学校などに保管している指定廃棄物等の新たな保管場所について

1 新たな保管場所（案）

- (1) 施設名：北部汚泥資源化センター
- (2) 所在地：横浜市鶴見区末広町一丁目6番地の1
- (3) 敷地面積：185,000 m²の一部
- (4) 所有者：横浜市（環境創造局所管）
- (5) 保管庫概要：鉄筋コンクリート造平屋建て 床面積約100 m²

2 放射線対策本部会議での議論の経過

平成28年5月25日 第32回横浜市放射線対策本部会議

学校などに保管している指定廃棄物等について、学校外での保管についての検討を始める。

平成28年6月29日 第33回横浜市放射線対策本部会議

新たな保管場所を選定するにあたっての確認事項6項目を決定し、それに基づき候補地の検討を始める。

3 新たな保管場所選定の理由

- ・確認事項に照らした結果、条件を満たす場所として北部汚泥資源化センターのみが挙げられた。
- ・北部汚泥資源化センターでは新たな施設の建築が必要となるが、既存施設の設計を利用することにより、通常より大幅な期間短縮が可能であることが分かった。

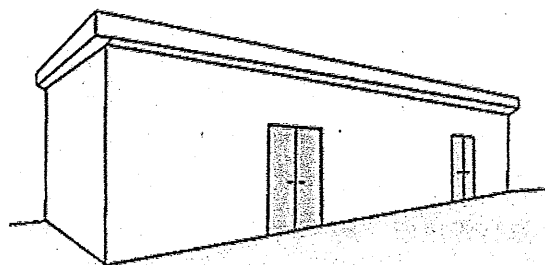
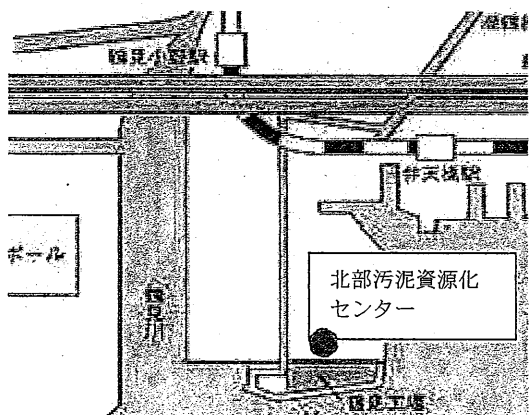
4 今後のスケジュール（予定）

年度内を目途として、できれば冬休み、遅くとも春休みまでには学校・保育園から移動できるよう具体的な手続きを進める。

5 新たな保管場所へ移管される指定廃棄物等

種別	施設数	保管量
(1) 学校雨水利用施設内に沈殿した汚泥 (うち指定廃棄物)	市立学校 43校 (17校)	約10 t (約3 t)
(2) 学校・保育園で発生した マイクロスポット対応除去土壌	市立学校 16校	約3,200 kg
	保育園 9施設	約200 kg

6 新たな保管場所の地図及び保管庫イメージ



環境創造局は保管庫用地の提供（占有許可）を行う。教育委員会事務局及び子ども青少年局は、保管庫の建築を行い点検等の管理業務を引き続き行う。

7 これまでの主な経緯（指定廃棄物に関すること）

平成 24 年 3 月 29 日 横浜市立学校のうち 43 校において、学校の雨水利用施設における雨水利用暫定停止

平成 25 年 9 月 27 日 環境省に学校雨水利用施設の汚泥の指定廃棄物申請

平成 25 年 12 月 26 日 指定